



福岡労発基0420第1号
令和4年 4月20日

公益社団法人 博多法人会代表者 殿

福岡労働局長
(公印省略)

業務改善助成金制度に関する周知・広報について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、業務改善助成金については、令和3年6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び同年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援を行うことを目的としているものです。

このため、厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引き上げに向けた環境整備を図るため、本年度も、最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた支援である業務改善助成金制度を実施しており、申請期限が変更されています。

つきましては、この変更された業務改善助成金等をできるだけ広く知っていただくため、貴団体（自治体）の広報誌及びホームページに令和4年度業務改善助成金について、同封しておりますご案内（別紙1、別紙2）を参考にご掲載いただき、当該制度の周知・広報について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省 HP】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000591257.pdf> （別紙1）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000868941.pdf> （別紙2）

また、業務改善助成金の制度説明会・個別相談会、最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の一覧表についてもリーフレットを同封しておりますので、必要に応じてご活用等ください。

問合せ先

〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
福岡労働局労働基準部賃金室 井上、緒方
TEL 092-411-4578 FAX 092-411-4875